

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)	(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。))に限りま す。)に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号主端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(1Gbit/sタイプに限りま す。)を適用する場合は8を限度とします。	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用 2 (料金額) 2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～カ (略) キ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又は(イ)欄に規定する機能については、2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能と組み合わせて適用する場合があります。この場合において、2-1の4に規定する機能を組み合わせて適用しないときの1の光信号主端末回線収容装置に収容できる光信号主端末回線は、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄を適用する場合は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄を適用する場合は8を限度とします。	
(9)～(12) (略)	(略)	(9)～(12) (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又はウ(イ)欄(1Gbit/sタイプに限りま す。)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(7)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(10Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/s タイプ」といいます。))に限りま す。)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。 イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(1Gbit/sタイプに限り	(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ ア 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄又はウ(イ)欄(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。))に限りま す。)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア(7)欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(10Gbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「10Gbit/s タイプ」といいます。))に限りま す。)に掲げる料金額に2-1-1-2第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4イ欄に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用します。これらの場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。) また、2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。 イ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ(7)欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額に2-1	

ます。)に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(ア)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。

また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄(1Gbit/sタイプに限ります。)に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。

2-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合は2-1の4に掲げる料金額をそれぞれ組み合わせて適用する場合があります。これらの場合において、2-1の4ア(ア)欄又はイ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1の4ア(イ)欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。))。

また、2-1-1-1第2欄ウ(ア)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は1を、2-1-1-1第2欄ウ(イ)欄に掲げる料金額を適用する場合は1の光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光局内スプリッタの数は8を限度とします。

附 則 (令和4年3月28日西設相制第000188号)
この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。